

議案第 6 1 号

甲賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

甲賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成
27年甲賀市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第12条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号
中「28円35銭」を「30円73銭」に、「58万6,905円」を「60万9,
690円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(選挙運動用ビラの公費の支払) 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて長の選挙の場合は1万6,000枚以内、議会議員の選挙の場合は4,000枚以内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの公費の支払) 第12条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該	(選挙運動用ビラの公費の支払) 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて長の選挙の場合は1万6,000枚以内、議会議員の選挙の場合は4,000枚以内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの公費の支払) 第12条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該

選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（1）ポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。）

（2）ポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（1）ポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。）

（2）ポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額